

諏訪広域地域産業保健センターの活性化のための
アンケート調査結果
(全体版)

令和5年12月1日

独立行政法人労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援センター

目 次

調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁

Ⅰ 事業場に形態等関する事項について・・・・・・・・・・・・ 3 頁

Ⅱ 諏訪広域地域産業保健センター事業の認知度及び活用について・・・ 5 頁

Ⅲ メンタルヘルス対策の取組みについて・・・・・・・・・・・・ 7 頁

Ⅳ ストレスチェックの取組みについて・・・・・・・・・・・・ 11 頁

Ⅴ メンタルヘルス対策促進員の活用について・・・・・・・・ 15 頁

Ⅵ 結果及び今後の取組みについて・・・・・・・・・・・・ 16 頁

資料 1 依頼文・調査票

資料 2 集計結果表

資料 3 メンタルヘルス対策の今後の課題・要望について

諏訪広域地域産業保健センターの活性化のための アンケート調査の概要

長野産業保健総合支援センター

1 調査目的

諏訪広域（岡谷労働基準監督署管内）の 50 人未満の事業場において、地域産業保健センターの認知・活用状況及び努力義務であるストレスチェック制度導入状況や問題点等を把握し、諏訪広域地域産業保健センターの更なる活性化を図るために実施する。

併せて、メンタルヘルス対策の取組状況についても把握することとする。

2 実施機関

長野産業保健総合支援センター及び諏訪広域地域産業保健センター（以下「諏訪広域地産保」という。）

3 調査対象

諏訪広域における労働者数 50 人未満の 504 事業場を対象とする。

本調査の対象事業場は、令和 2 年 9 月に独立行政法人労働者健康安全機構本部から提供されたデータを活用する。

4 調査・回収方法

（１）依頼文書、調査票の配付・回収は郵送により行い返信用封筒を同封する。

（２）把握時点は令和 5 年 6 月 1 日現在とする。

5 期 限

調査票の提出期限は令和 5 年 8 月末日までとする。

6 調査事項及び倫理的配慮

別紙の依頼文書及び調査票のとおりであるが、調査目的、内容、プライバシーポリシーを明記し調査票の回収を以って調査協力への同意を得たものとする。

7 集計・取りまとめ・公表等

集計作業・取りまとめは、長野産業保健総合支援センターが行い、公表については、当センターホームページに掲載する。

8 回収数及び回収率

回答事業場数 184 社【回答率 37.3%】

※母数は 504 事業場から宛先不明で回収された事業場数（11 件）を除いた 493 事業場

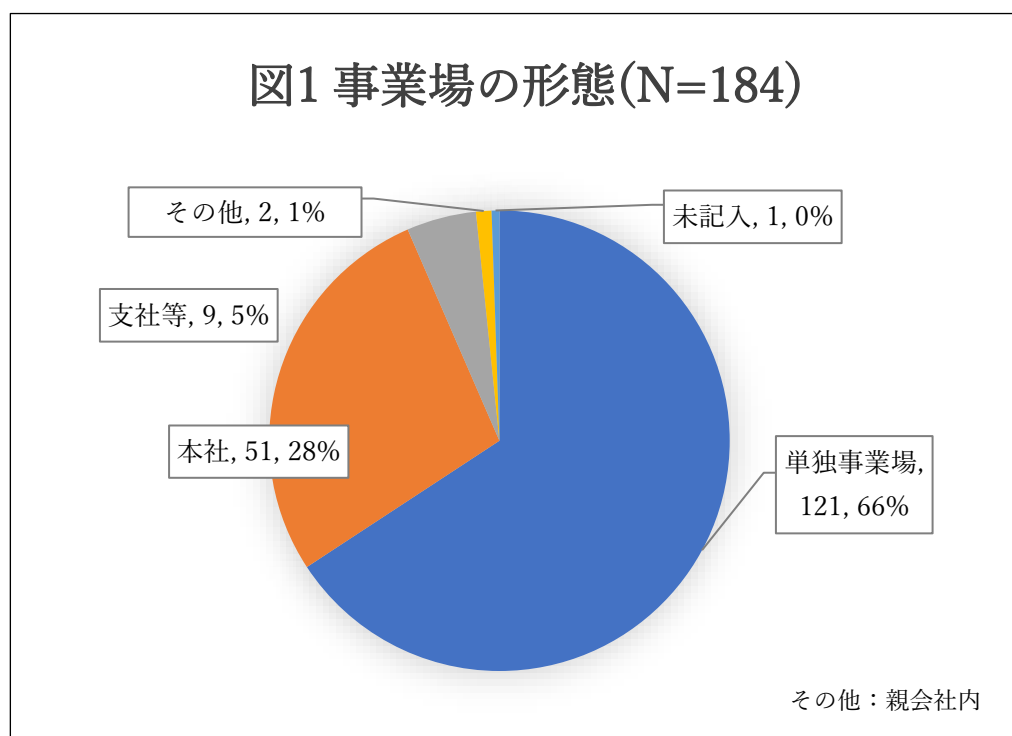
調査結果

回答事業場数 184 社【回答率 37.3%】

I 事業場に関する事項について

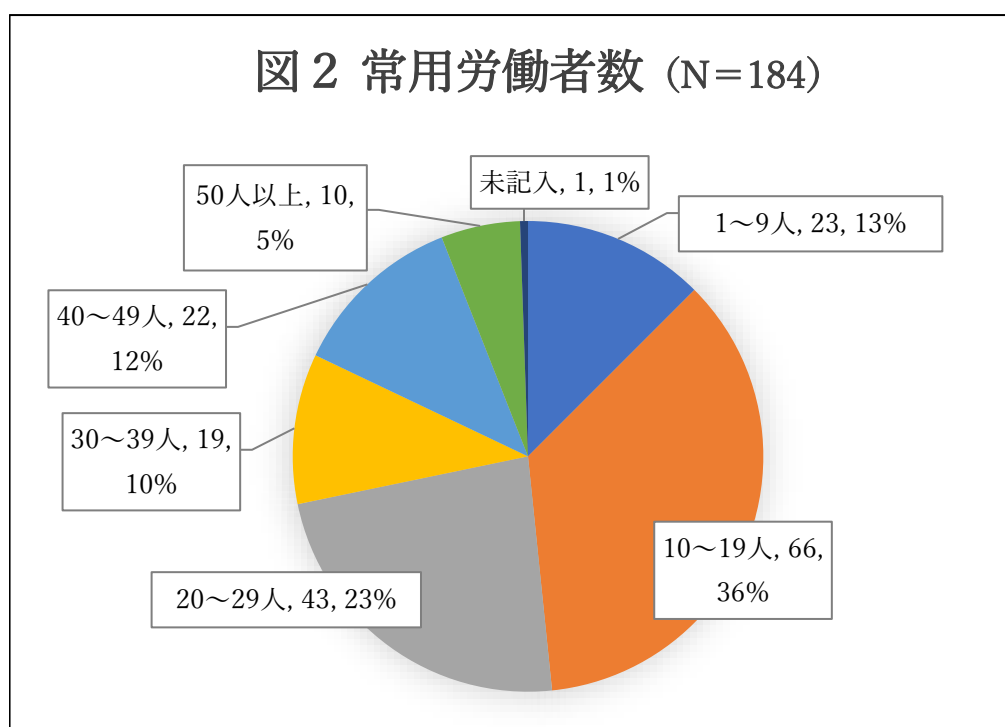
(1) 事業所の形態について

回答のあった事業場は、184 事業場であり、事業形態は、単独事業場と本社を合わせ 172 事業場 94%を占めている。(図 1)



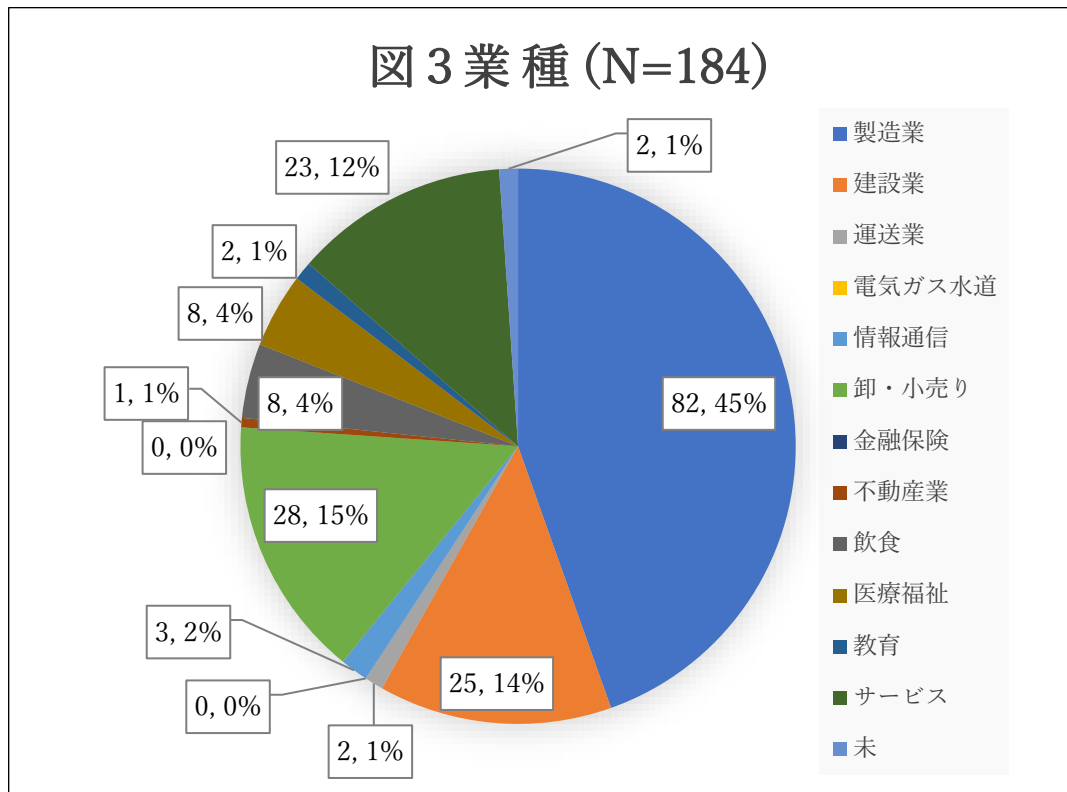
(2) 常用労働者数について

常用労働者数では、10～19 人は 66 事業場 36%で一番多く、次いで 20～29 人が 43 事業場 23%、1～9 人が 23 事業場 13%であった。50 人以上は 10 事業場 5%あった。(図 2)



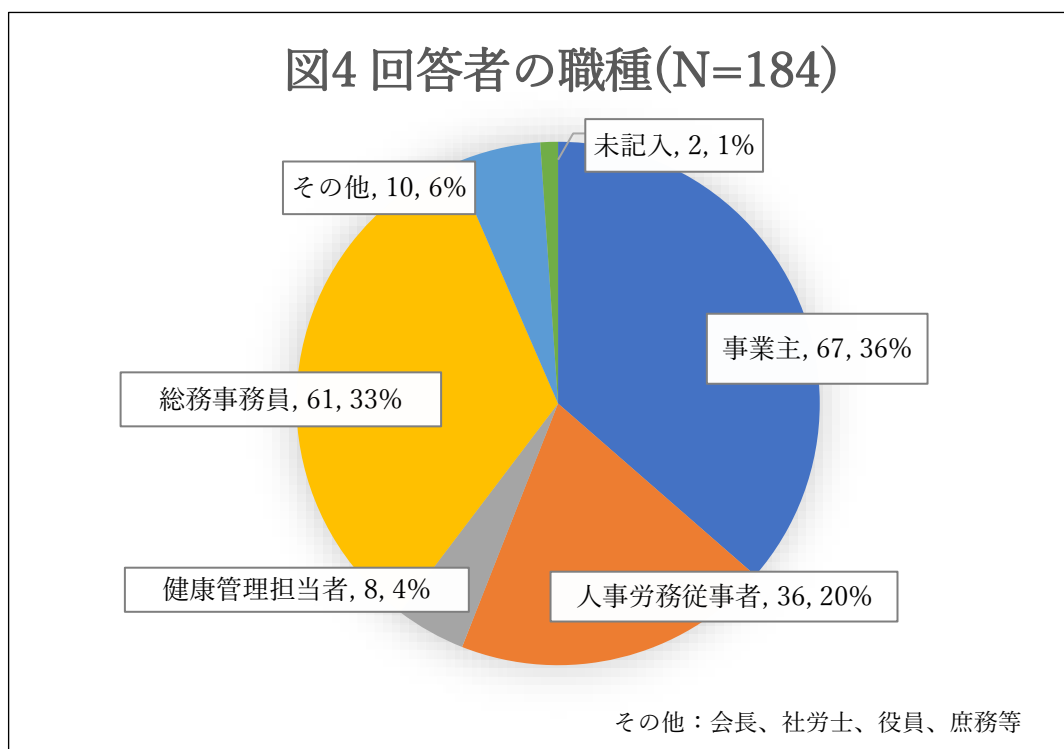
(3) 業種について

業種は、製造業が82事業場45%で一番多く、次いで卸・小売り業の28事業場15%、建設業の25事業場14%、サービス業の23事業場12%となっている。(図3)



(4) アンケート回答者について

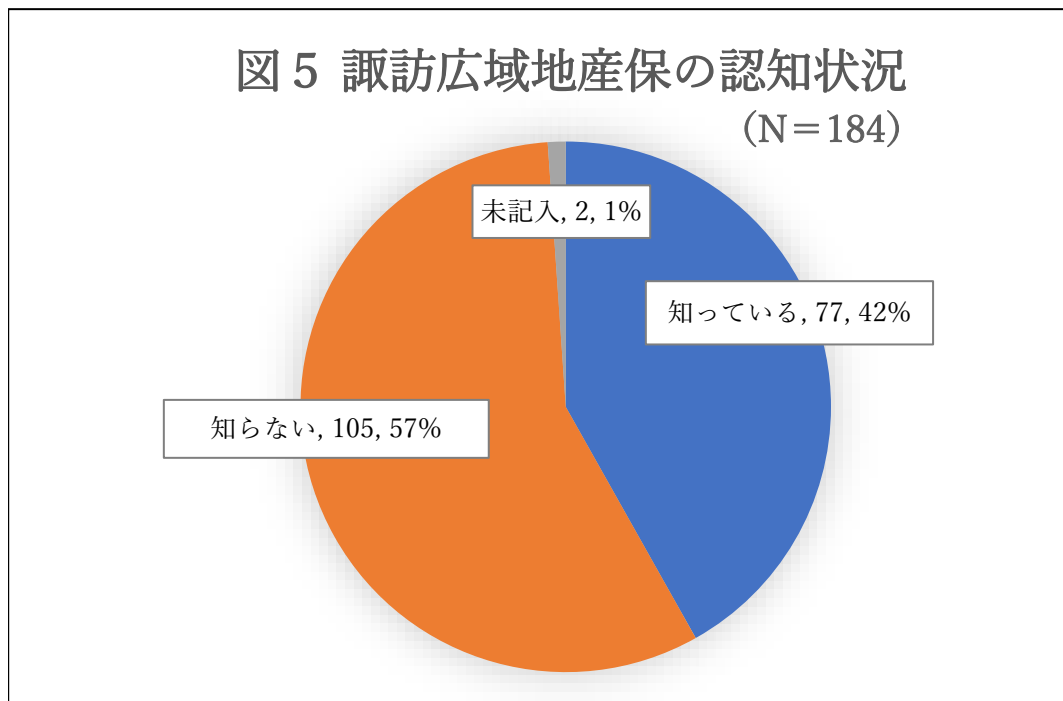
回答者の職種は、事業主自らの回答が67事業場36%と一番多く、次いで総務事務員が61事業場33%、人事労務従事者が36事業場20%となっている。(図4)



Ⅱ 諏訪広域地域産業保健センター事業の認知度及び活用について

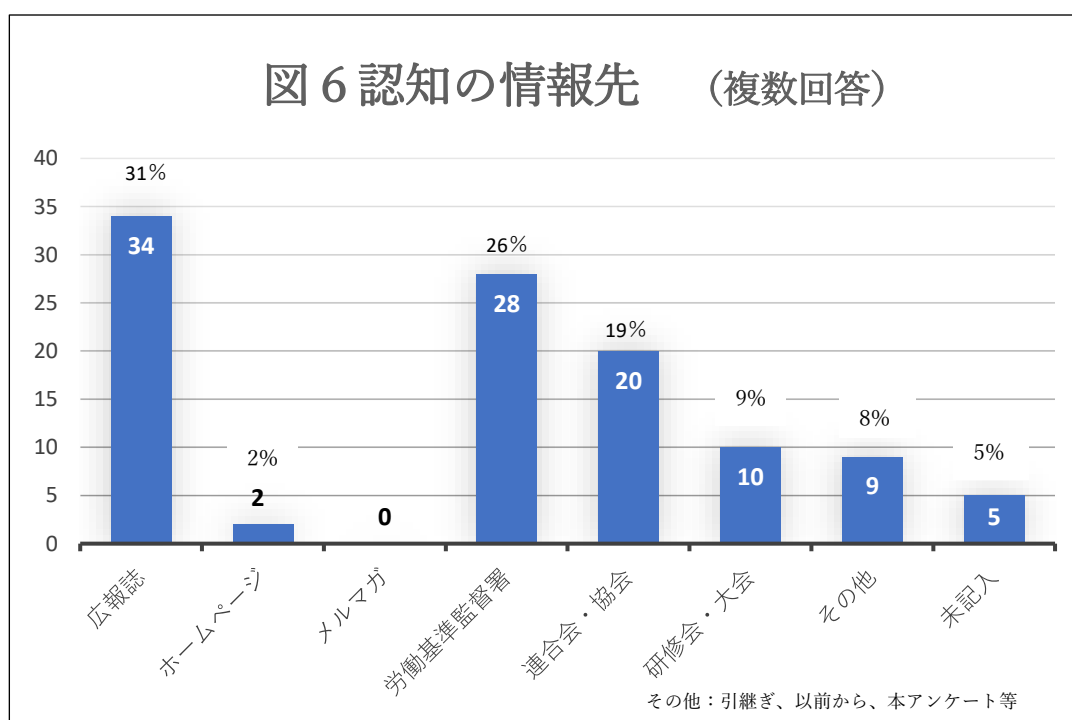
(1) 諏訪広域地域産業保健センターの認知度について

諏訪広域地域産業保健センターの認知状況は、知っているは 77 事業場 42%、知らないは 105 事業場 57%で、過半数以上の事業場が、当センターを知らないと答えている。(図5)



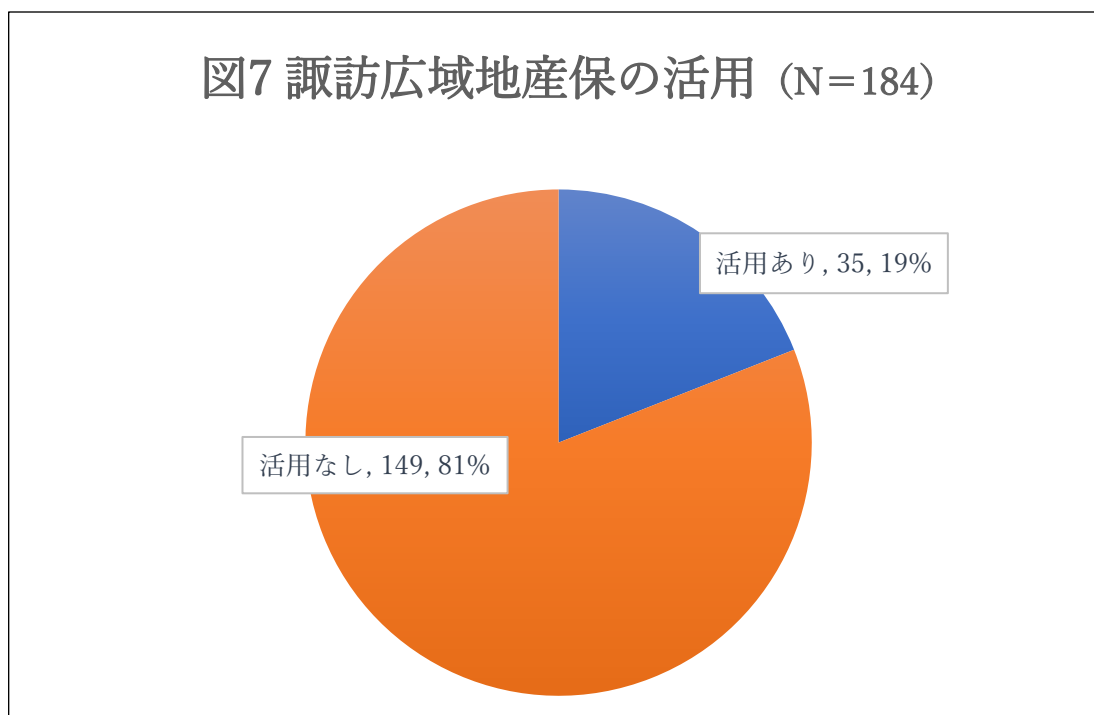
(2) 諏訪広域地域産業保健センターの認知の情報先について

認知の情報先は、広報誌、労働基準監督署、連合会・協会及び研修会・大会等からの情報提供を合わせると、92 事業場 93%を占めている反面、ホームページやメルマガは、合わせても 2 事業場に過ぎない。具体的割合は、広報誌は、31%、労働基準監督署 26%、連合会・協会 19%の順である(図6)



（３）諏訪広域地域産業保健センターの活用について

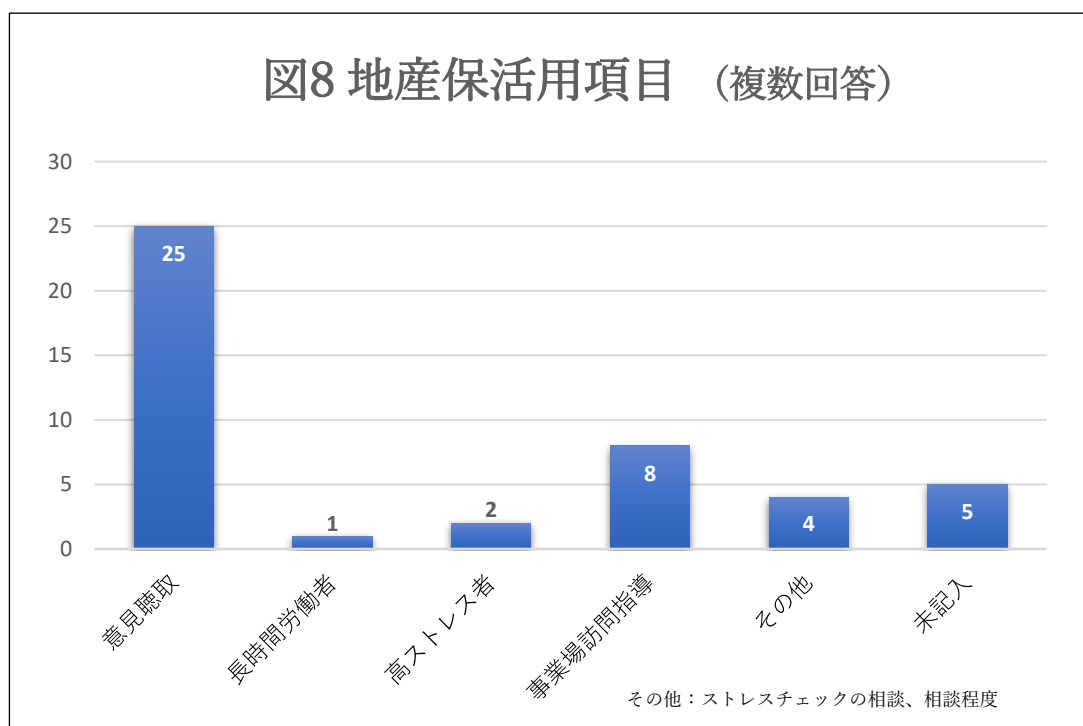
諏訪広域地域産業保健センターを、活用したことがあると回答した事業場は35 事業場 19%であり、2 割に及ばない。（図7）



（４）諏訪広域地域産業保健センターの活用項目について

地産保の活用項目としては、意見聴取が25 事業場と一番多く、次いで事業場訪問指導が8 事業場となっている。高ストレス者や長時間労働者の面接指導は合わせても、3 事業場と少ない状況である。（図8）

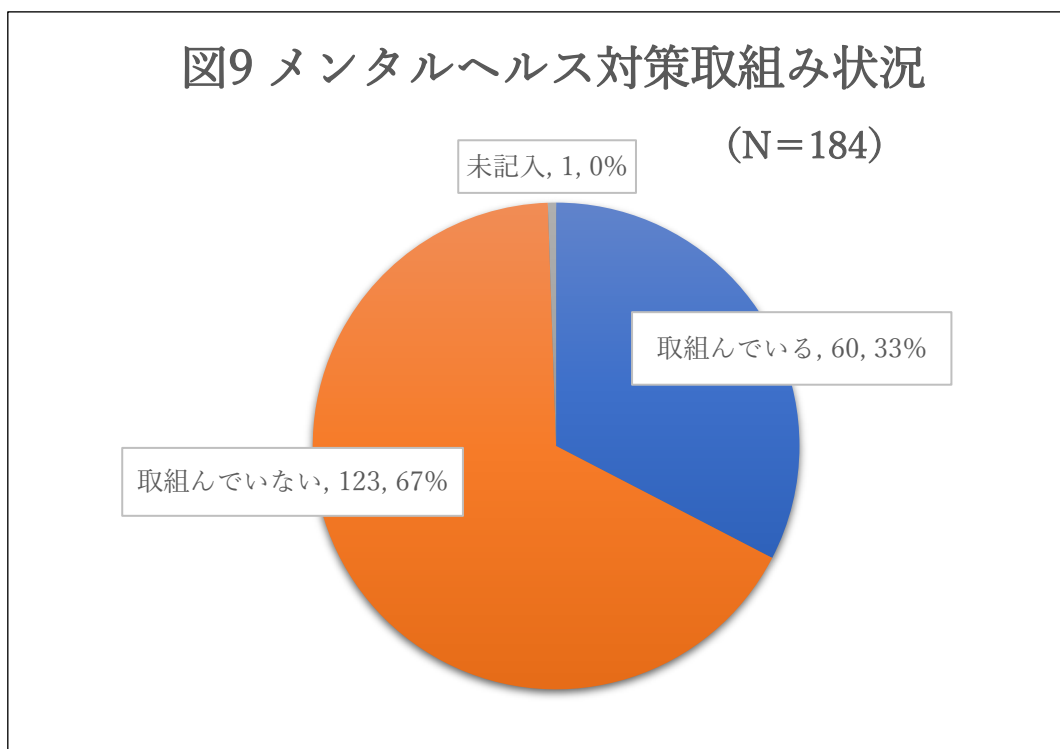
今後の地産保活用希望については、活用希望ありが39 事業場であり、実際活用したことの無い事業場が、アンケートをすることで地産保を活用したいと回答していた。



Ⅲメンタルヘルスの取組みについて

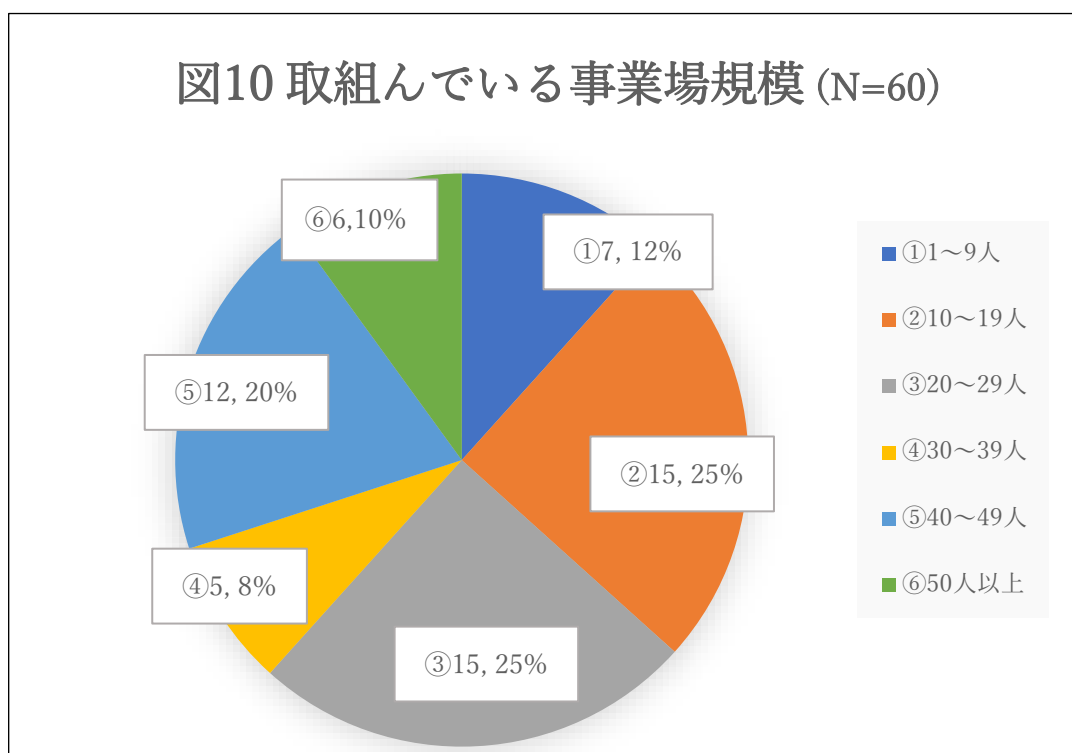
(1) メンタルヘルスの取組み状況について

メンタルヘルス対策の取組み状況については、取組んでいるは 60 事業場 33%であり、取組んでいないは、123 事業場 67%であった。(図 9)



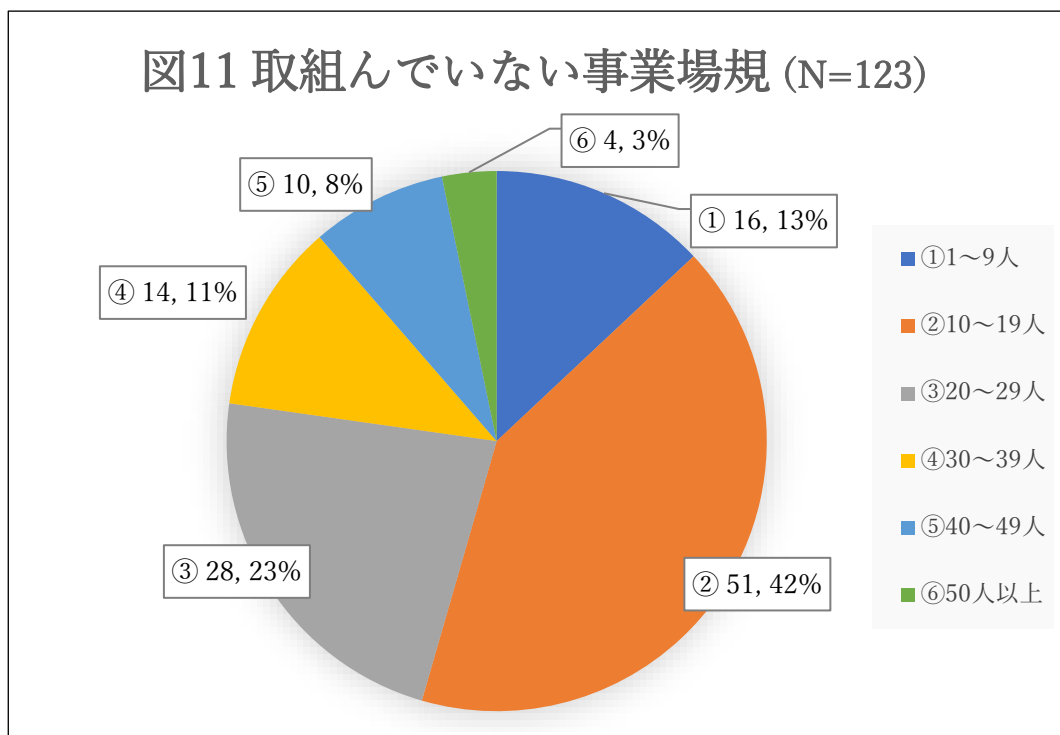
(2) 取組みをしている事業場の規模について

取組んでいる60事業場の規模を見てみると、②10～19人は15事業場25%、③20～29人は15事業場25%と合わせて50%を占めており、次いで⑤40～49人は12事業場20%、①1～9人は7事業場12%であった。(図 10)



(3) 取組みをしていない事業場の規模について

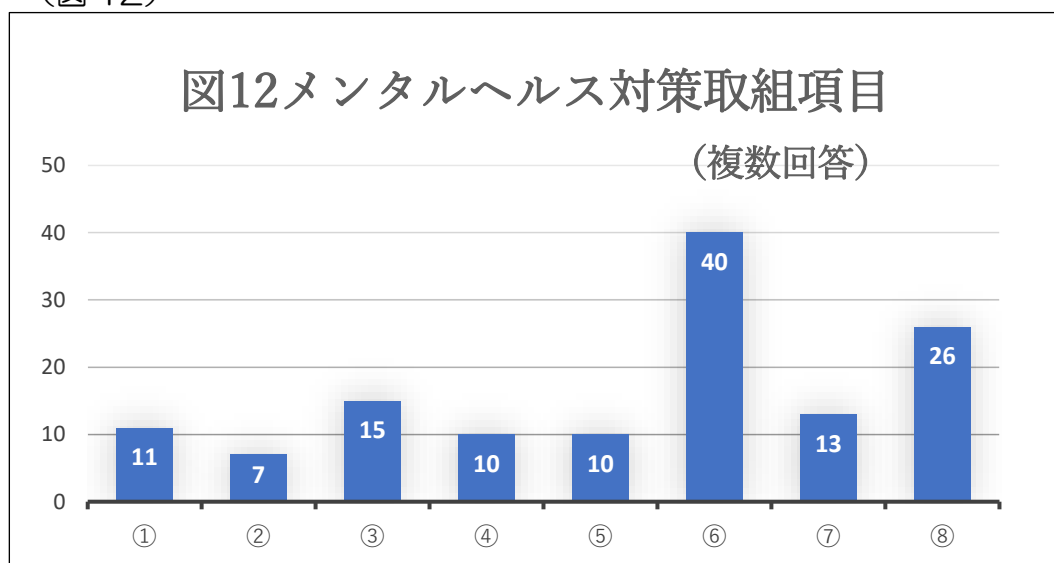
取組んでいない123事業場の規模を見てみると、②10～19人が50事業場41%であり、次いで③20～29人の28事業場23%であった。30人未満の事業場78%が取組んでいなかった(図11)



(4) メンタルヘルス対策の取組項目について

メンタルヘルス対策取組項目について、多い順には、⑥の労働者からの相談体制の整備 40 事業場、⑧ストレスチェックの実施が 26 事業場、③メンタルヘルス推進者の選任 15 事業場、⑦職場復帰支援体制の整備 13 事業場、④労働者への教育研修の実施及び⑤管理監督者への教育研修の実施は、共に 10 事業場であった。②心の健康づくり計画の策定は、7 事業場に過ぎなかった。

(図 12)

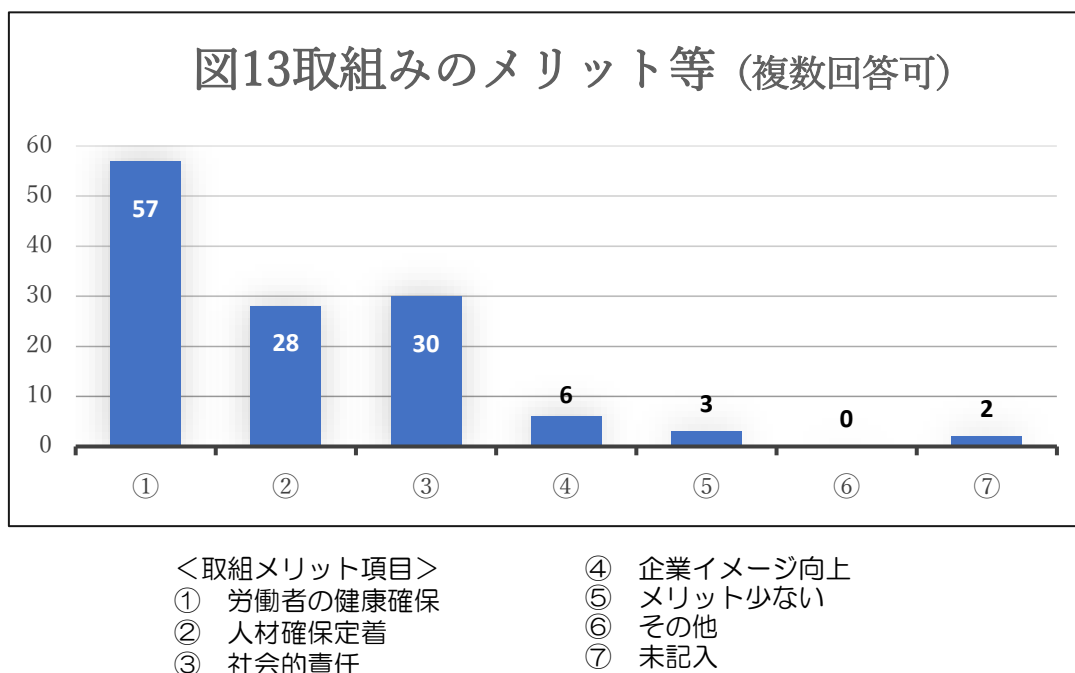


<取組み項目>

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 衛生委員会等での調査審議 | ⑤ 管理監督者への教育研修の実施 |
| ② 心の健康づくり計画の策定 | ⑥ 労働者からの相談体制の整備 |
| ③ メンタルヘルス推進担当者の選任 | ⑦ 職場復帰支援体制の整備 |
| ④ 労働者への教育研修の実施 | ⑧ ストレスチェックの実施 |

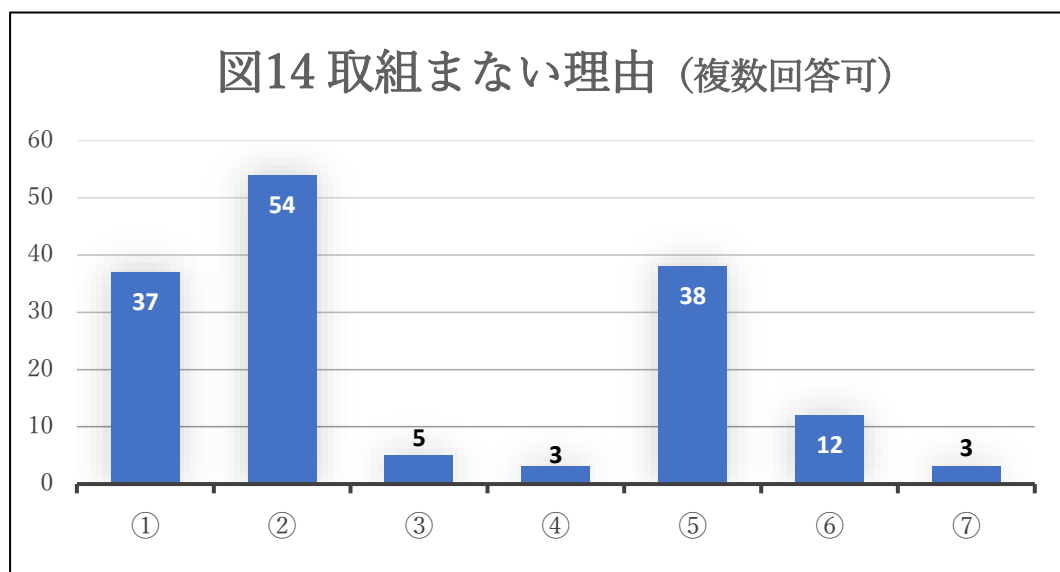
（５）メンタルヘルス対策の取組みのメリット等について

メンタルヘルス対策の取組みのメリット等については、労働者の健康確保が57事業場、次いで企業としての社会的責任が30事業場、人材確保定着が28事業場となっている。一方メリットは少ないと回答した事業場は、3事業場であった。（図13）



（６）メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由について

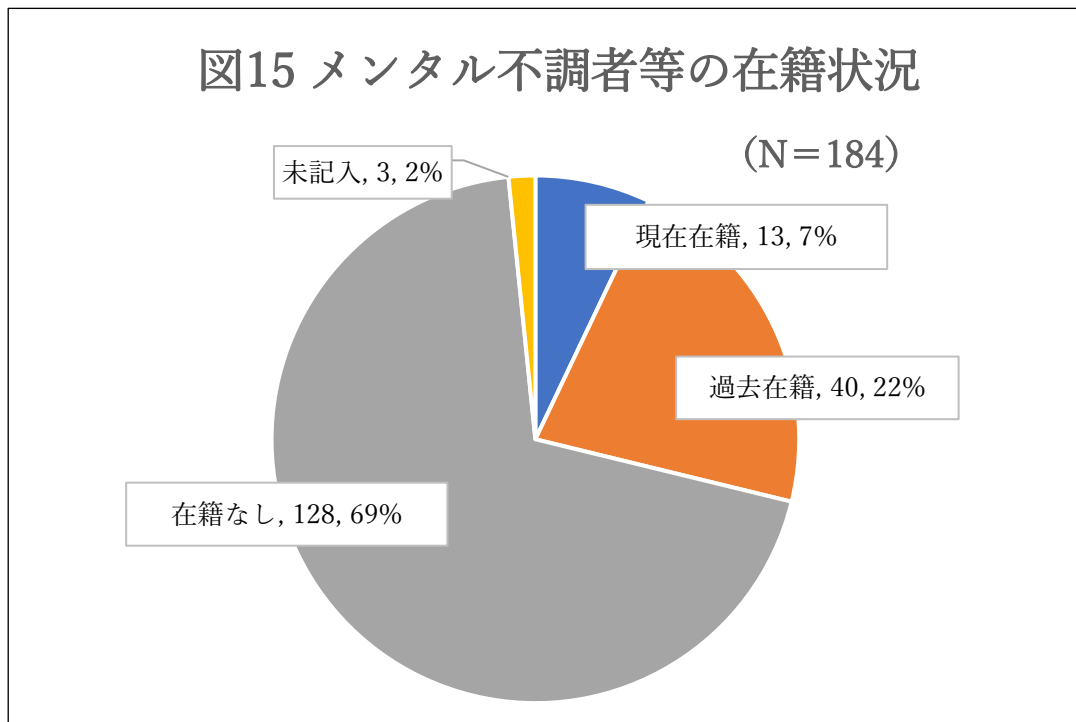
メンタルヘルスに取り組んでいない理由として、取組み方がわからないが54事業場、次に取り組む余裕がないが38事業場、必要を感じないが37事業場、経費がかかるが5事業場、関心がないが3事業場であった。（図14）



⑥その他：不調者がいない、常に従業員の状況が把握できる、取組み計画中、母体企業のリカバリーあり等

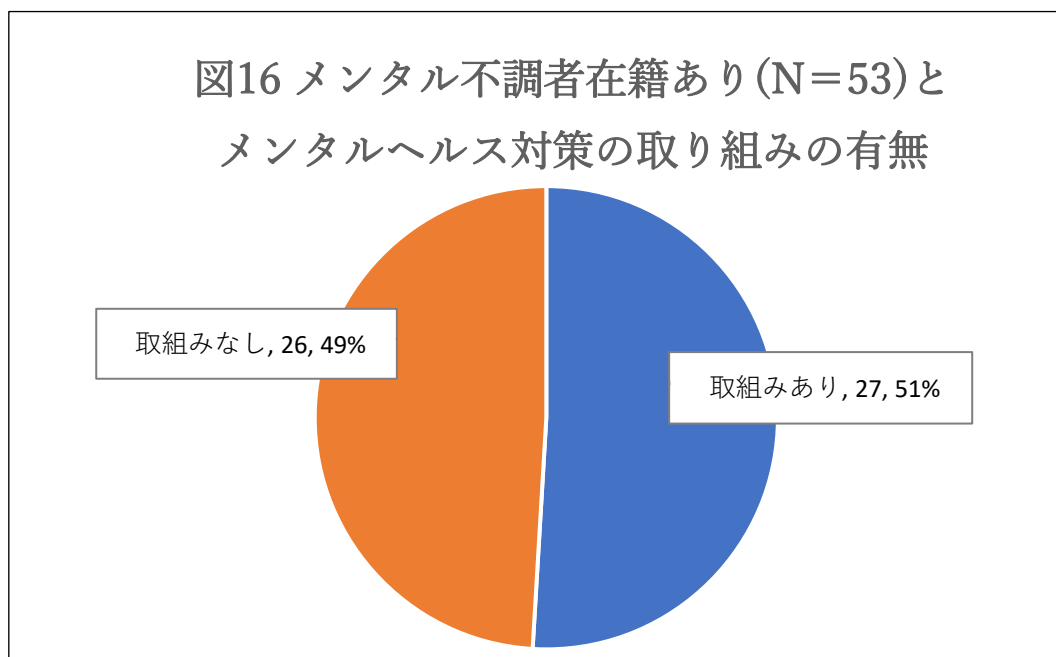
(7) メンタル不調者等の在籍状況について

うつ病等のメンタル不調者等の在籍状況については、現在在籍は 13 事業場 7%、過去在籍は 40 事業場 22%であり、合わせて 3 割近い事業場が、メンタル不調者等の在籍を経験している。一方在籍なしは、128 事業場 69%であった。(図 15)



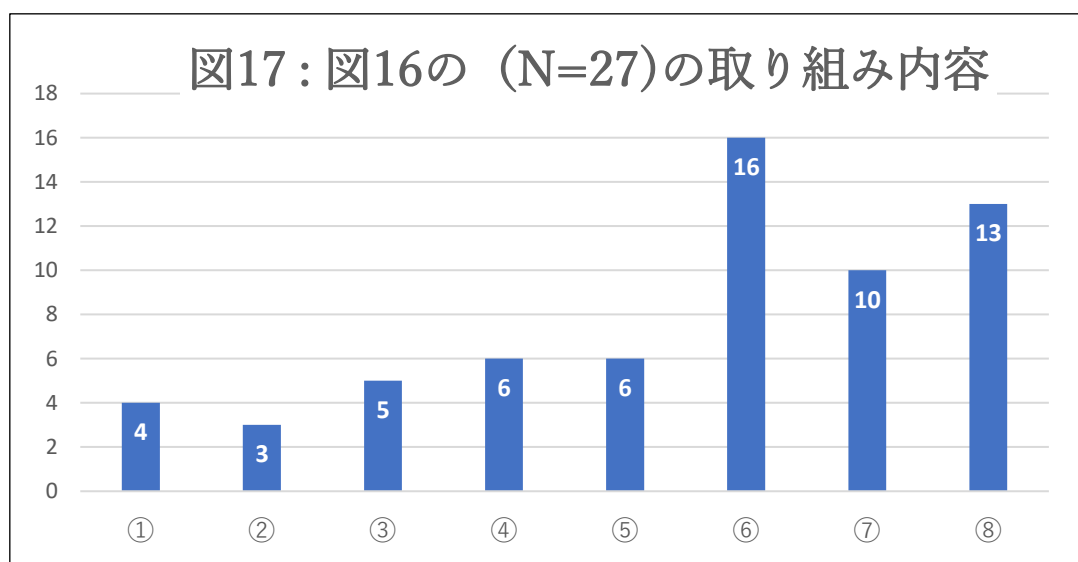
(8) メンタル不調者の在籍と対策の取組み状況について

メンタル不調者を抱えたことのある 53 事業場のうち 27 事業場 51%がメンタルヘルス対策に取り組んでいた。反面、メンタル不調者が在籍した経験があるが、取組みなしは 53 事業場中 26 事業場で 49%であった(図 16)



(9) メンタル不調者の在籍と対策の取組み内容について

メンタルヘルス不調者の在籍があり、メンタルヘルス対策に取り組んでいた27事業場の取組み内容として多いものは、⑥労働者からの相談体制の整備が16事業場、⑧ストレスチェックの実施は13事業場、次いで⑦職場復帰支援体制の整備は10事業場であった。(図17)



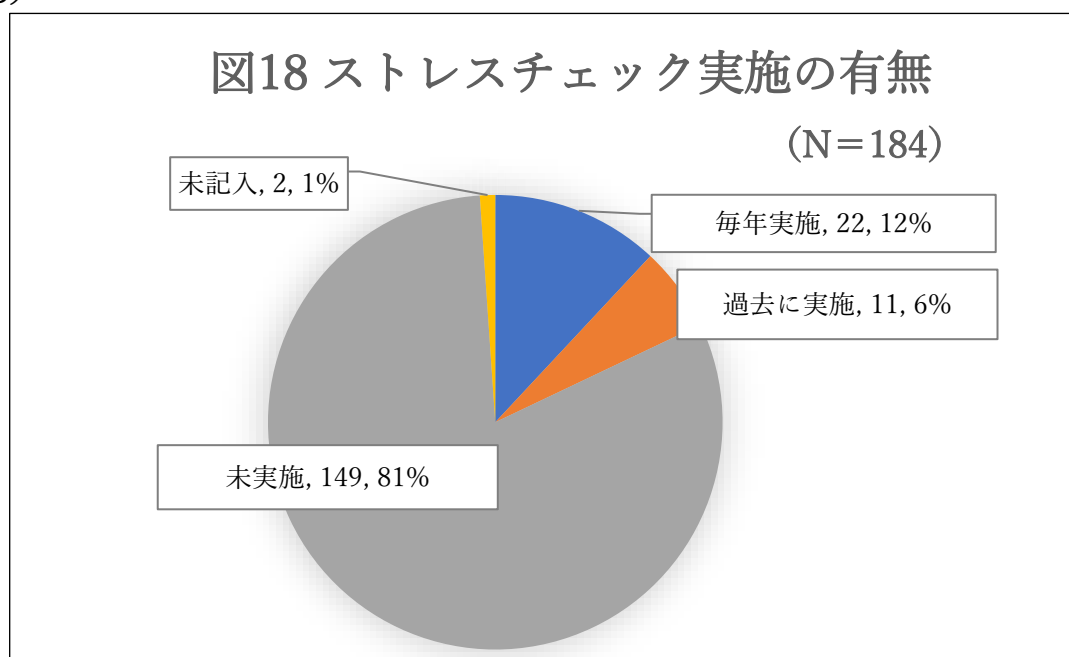
<取組み項目>

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 衛生委員会等での調査審議 | ⑤ 管理監督者への教育研修の実施 |
| ② 心の健康づくり計画の策定 | ⑥ 労働者からの相談体制の整備 |
| ③ メンタルヘルス推進担当者の選任 | ⑦ 職場復帰支援体制の整備 |
| ④ 労働者への教育研修の実施 | ⑧ ストレスチェックの実施 |

Ⅳ ストレスチェックの取組みについて

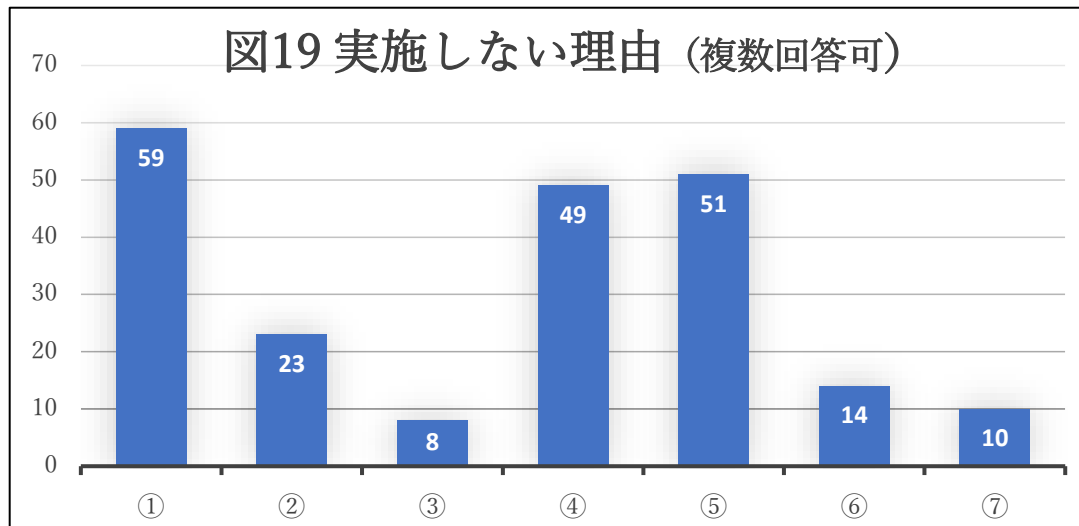
(1) ストレスチェックの実施について

ストレスチェック実施の有無については、毎年実施は22事業場12%、過去に実施は11事業場6%、未実施は149事業場81%であった。(図18)



(2) ストレスチェックを実施しない理由について

ストレスチェックを実施しない理由として、①実施義務がないが59事業場、次いで⑤ストレスチェックを知らないが51事業場④プライバシー配慮困難が49事業場、②実施上煩雑が23事業場であった。⑥その他の14事業場は、「近く取組み予定」「人数が少なく観察や声がけが容易のため」「従業員が30人以下のため」と記載されていた。(図19)



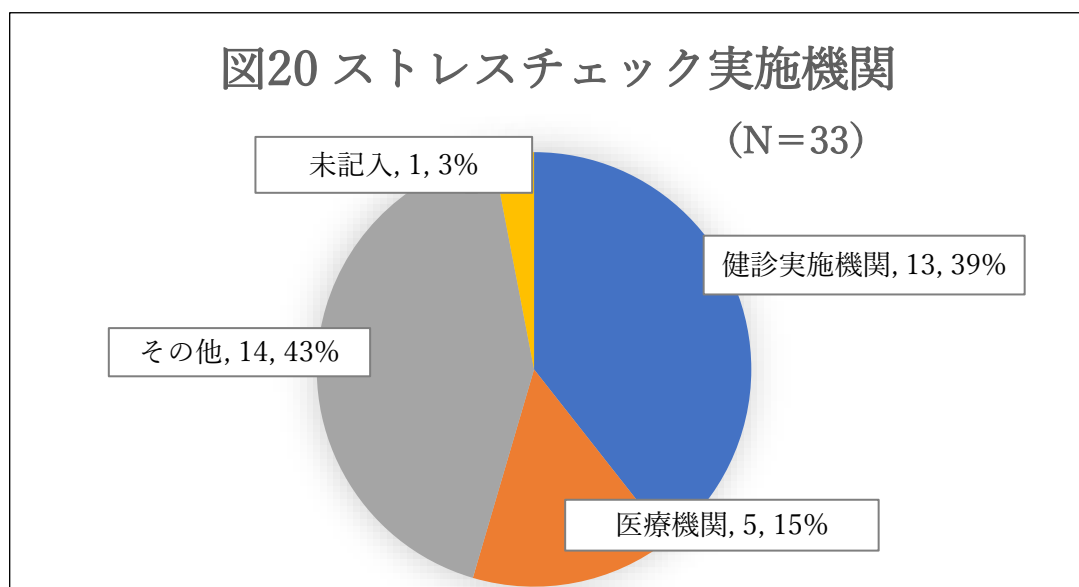
⑥その他：取組予定、人数が少なく観察声がけが容易、30人以下のため

＜実施しない理由項目＞

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 実施義務がない | ⑤ ストレスチェックを知らない |
| ② 実施上煩雑 | ⑥ その他 |
| ③ 費用負担大 | ⑦ 未記入 |
| ④ プライバシー配慮困難 | |

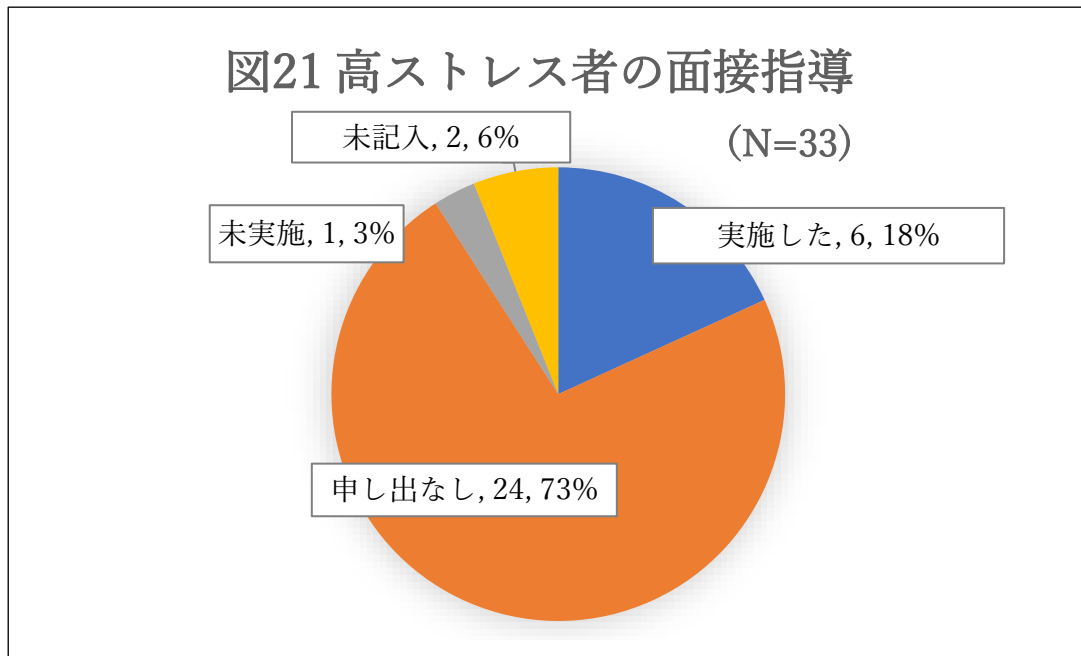
(3) ストレスチェック実施機関について

ストレスチェックを現在・過去に実施した33事業場の、実施機関については、健診実施機関が13事業場39%、医療機関が5事業場15%、その他が14事業場43%であった。その他の機関としては、保険会社4社、オクレンジャーアプリ2社、外部機関3社、自病院1社、記載なし4社であった。(図20)



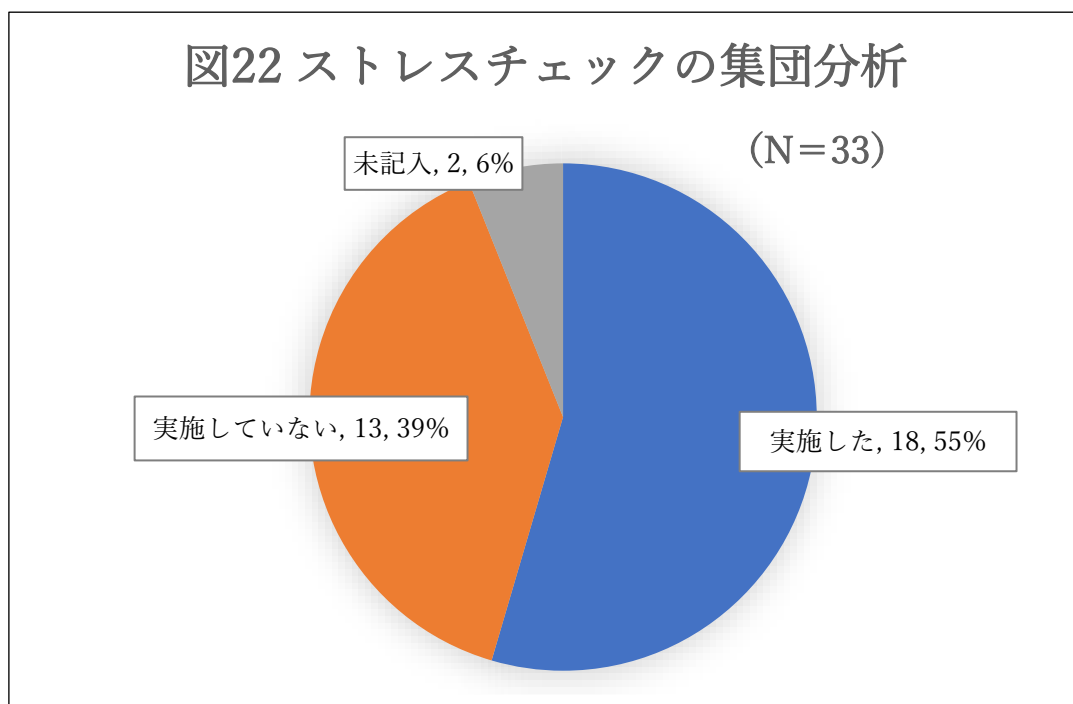
(4) 高ストレス者の面接指導について

高ストレス者の面接指導の実施については、申し出なしが 24 事業場 73% と一番多く、実施したが 6 事業場 18%であり、未実施は 1 事業場であった。(図 21)



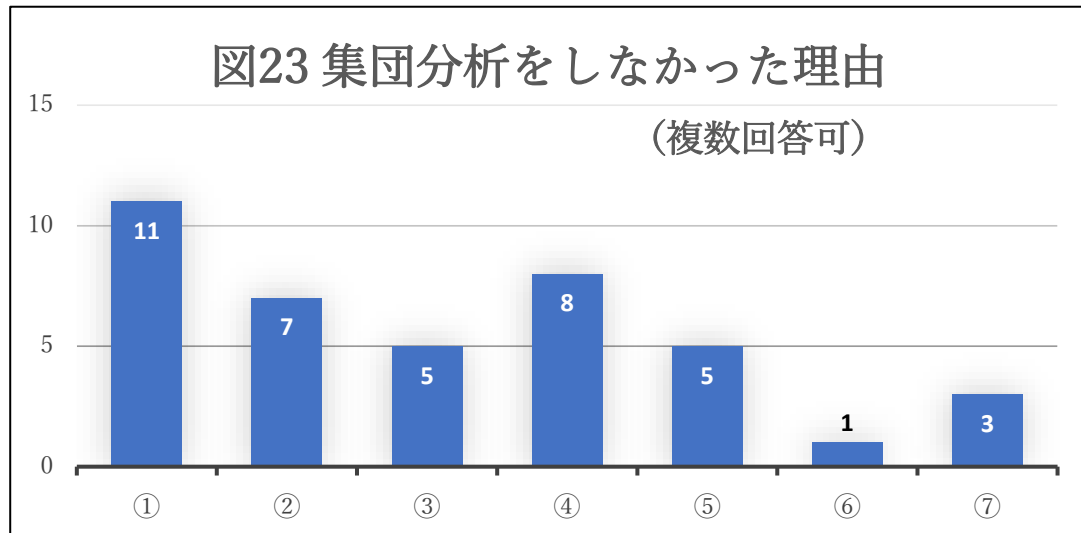
(5) ストレスチェックの集団分析について

ストレスチェックを現在・過去に実施した 33 事業場のストレスチェックの集団分析については、実施した事業場は 18 事業場 55%、実施していないは 13 事業場 39%であった。(図 22)



(6) ストレスチェックの集団分析を実施しない理由について

集団分析をしていない 13 事業場の理由としては、必要性を感じないが一番多く 11 事業場、次いで分析方法が不明が 8 事業場、実施する余裕なしが 7 事業場、法的義務がないが 5 事業場、プライバシーの保護を考慮して実施しないが 5 事業場となっている。(図 23)

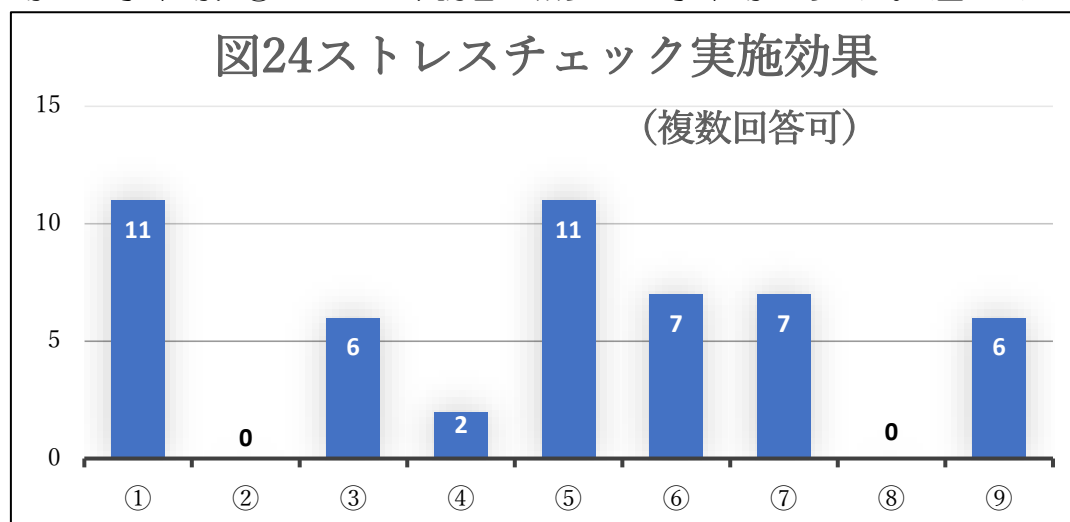


<集団分析をしなかった理由項目>

- | | |
|------------|----------------|
| ① 必要性を感じない | ⑤ プライバシーの保護を考慮 |
| ② 実施する余裕なし | ⑥ その他 |
| ③ 法的義務がない | ⑦ 未記入 |
| ④ 分析方法が不明 | |

(7) ストレスチェックを実施しての効果について

ストレスチェックを実施した 33 事業場の効果については、①職場の雰囲気改善及び⑤社員のメンタルヘルスへの関心度の高まりが 11 事業場、⑥メンタルヘルスに理解ある風土の醸成 7 事業場、③社員の満足度の向上 6 事業場、④離職者の減少 2 事業場であった。一方、特に効果なしと回答した事業場は 7 事業場、②メンタル不調者の減少は 0 事業場であった。(図 24)



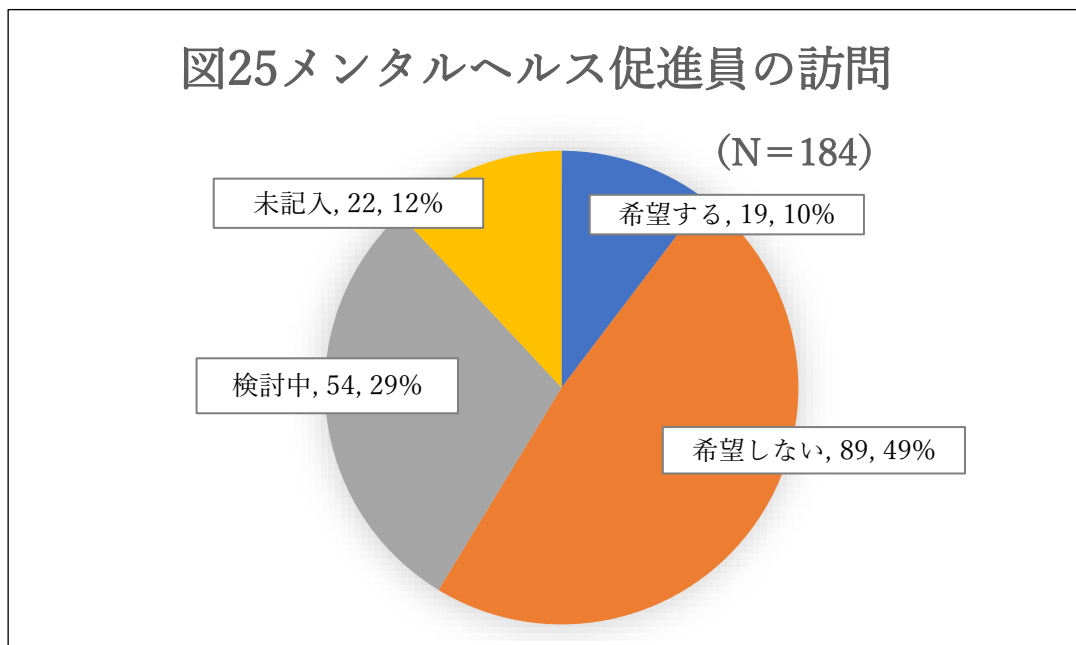
<実施効果項目>

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 職場の雰囲気の改善 | ⑤ 社員のメンタルヘルスへの関心度の高まり |
| ② メンタル不調者の減少 | ⑥ メンタルヘルスに理解ある風土の醸成 |
| ③ 社員の満足度の向上 | ⑦ 特に効果なし |
| ④ 離職者の減少 | ⑧ その他 |
| | ⑨ 未記入 |

V メンタルヘルス対策促進員の活用について

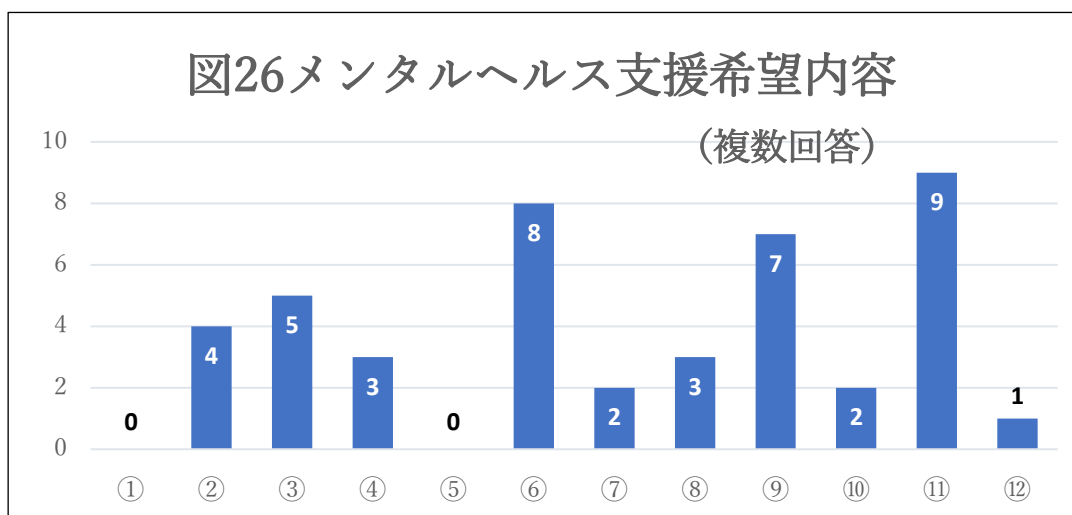
(1) メンタルヘルス対策促進員の訪問希望について

長野産業保健総合支援センターの無料サービスであるメンタルヘルス促進員の訪問希望は、希望するは 19 事業場 10%、希望しないは 89 事業場 49%、検討中は 54 事業場 29%、未記入は 22 事業場 13%であった。(図 25)



(2) メンタルヘルス対策促進員の訪問による希望支援内容について

メンタルヘルス対策促進員の訪問を希望する 19 事業場の希望支援内容については、一番多い希望は、⑪ストレスチェック制度にかかる支援 9 事業場、次に⑥メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施 8 事業場、続いて⑨管理監督者向け研修の実施は 7 事業場となり、複数の支援を希望して



<支援内容>

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ① 衛生委員会にかかる支援 | ⑦ 職場復帰支援プログラムの作成 |
| ② 事業場における実態把握 | ⑧ 職場復帰にかかる支援 |
| ③ 心の健康づくり計画の策定 | ⑨ 管理監督者向け研修の実施 |
| ④ 事業場内体制の整備 | ⑩ 若年労働者向け研修の実施 |
| ⑤ 職場環境等の把握と改善 | ⑪ ストレスチェック制度にかかる支援 |
| ⑥ メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施 | ⑫ その他 |

Ⅵ 結果及び今後の取組みについて

(1) 回収結果について

・今回のアンケートは、労働者 50 人未満の事業場の地域産業保健活動の認知・活用状況を把握とともに、ストレスチェックをはじめメンタルヘルス対策の取り組み状況について把握するために実施した調査であり、有効郵送数 493 事業場のうち 184 事業場より回答を得ることができ、回答率 37.3%であった。

・常用労働者数について、184 事業場のうち 30 人未満の事業場は 132 事業場 72%であり、うち労働者が 1～19 人の割合が 49%と約半数を占めていた

(2) 諏訪広域地域産業保健センター（以下諏訪広域地産保）について

・諏訪広域地産保の認知度は、77 事業場 42%で半数に至っていないが、どのような媒体で、地産保を知ったかの問いには、「広報誌、労働基準監督署、労働基準協会連合会と各協会及び研修会・大会」と回答した事業場は合わせて 92 事業場に上り、「メルマガ及びホームページ」は、2 事業場に過ぎなかった。

地産保の周知には、事業主が手に取ってみることができるチラシや広報誌への情報掲載が有効と言える。

・諏訪広域地産保の活用については、活用がある事業場は 35 事業場 19%であり、活用項目は、25 事業場が医師の意見聴取、8 事業場が事業場訪問、高ストレス者の面接指導及び長時間労働者の面接指導は合わせて 3 事業場であった。

アンケートの中には、「今まで活用がなかったが、このアンケートでサービスを知ったので、今後は活用を希望したい」と回答した事業場もあった。

・諏訪広域地産保の認知度を上げ活用を図るため、関係機関との連携を図ることはもとより、情報が事業主の目に触れやすい広報誌等による積極的な周知を図っていく必要があるものと考える。

(3) メンタルヘルス対策の取組みについて

・メンタルヘルス対策については、取り組んでいると回答した事業場は 60 事業場と全体の 33%であり、取組みが進んでいない理由は、「取組み方がわからない」「取組む余裕がない」等が大部分を占めていることから、当センターのメンタルヘルス対策促進員の支援を活用することにより、その問題は解消できるものと考える。

・メンタルヘルス対策において、個別のケアである相談体制と職場の体制整備が両輪として整うことが望ましいことではあるが、完璧な取り組みを望むのではなく、できるところから両輪体制を醸成できるよう、メンタルヘルス対策促進員の活用を勧めていく必要があるものと考える。

・実際に、メンタルヘルス対策促進員の訪問希望のあった 19 事業場に、当センターより、連絡を取り、そのうち 12 事業場に対しメンタルヘルス対策促進員による支援を行うことができた。

（４）ストレスチェックについて

・ ストレスチェックを毎年実施している事業場は 22 事業場で全体の 12% であり、ストレスチェックを実施していない理由は、ストレスチェックの実施については 50 人未満は努力義務であること、個人情報保護の観点等から取り組みを躊躇していること等が挙げられる。

労働安全衛生法は最低基準であり、昨今の労働裁判の結果、メンタルヘルス案件についても安全配慮義務が求められている傾向等を周知していくこと等により、ストレスチェックの必要性を丁寧に説明することが必要であるものと考ええる。また、ストレスチェックの実施の方向性を模索している場合は、留意点等を含め当センターが支援できることを周知していく必要があるものと考ええる。

（５）自由記載について

・ メンタルヘルス対策の今後の課題や要望について回答いただいた中で、「少人数であるがゆえにプライバシーの配慮が難しいことの問題」「労働者の理解が得にくいこと」「法的位置づけの問題」「業務量増加による人材不足等」多岐にわたる課題について忌憚のない意見をいただいた。また、メンタルヘルス対策やストレスチェックを実施することの重要性は理解しつつも、そこまで手が回らない現状を記載していた事業場もあった。詳細については、資料編をご参照いただきたい。

（６）まとめ

・ 本アンケート調査の大きな効果として、これまで地産保の存在すら認知していなかった事業場に対し「地産保を認識していただいたこと」また「メンタルヘルス対策及びストレスチェックについて、どのようなことを行う必要があるのか」等について、事業者になんらかの意識付けができたことが大きな効果と考えられる。

最後に、本調査を実施するにあたり、ご協力いただいた岡谷市医師会、諏訪広域地域産業保健センター及び関係者の皆様様に心より感謝し、本調査の報告としたい。